

## 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

## 1 改正の理由

「国民健康保険法施行令」の改正を考慮し、19歳未満の被扶養者を有する世帯主に係る平成25年度分の保険料の算定方法の特例を定めるもの。

## 2 改正の概要

世帯主と同一の世帯に属する被保険者が、19歳未満の者であり、同年の合計所得金額が38万円以下である場合、世帯主の市県民税額から以下の調整控除額を控除した後、料率を乗じて保険料の所得割額を算出する。

	16歳未満	16歳以上19歳未満
基本控除額 (A)	33,000円	12,000円
住民税調整控除額 (B)	2,500円	6,500円
1人あたり調整控除額 (A) + (B)	35,500円	18,500円

※ 平成24年第1回定例会において、平成24年度分の保険料の算定方法に係る同様の特例を定めることについて議決を得ている。

## 3 施行日等

平成25年4月1日から施行し、平成25年度の保険料に適用する。